

随意契約（相手方指定）調書

件名	令和8年度障がい者福祉システム税制改正対応に伴う改修業務委託（システム標準外事業分）	No.5200424
工（納）期	令和8年9月30日	
契約締結日	令和8年4月30日	
契約金額	1,868,724円（消費税込み）	

契約相手方	富士通 J a p a n 株式会社 東京ユニット（蒲田） (法人番号：5010001006767)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

件名	令和8年度障がい者福祉システム税制改正対応に伴う改修業務委託(システム標準外事業分)
指名業者(案)	名称 富士通Japan株式会社 東京ユニット(蒲田) 代表者 アカウントゼネラルマネージャー 遠藤 光憲 所在地 東京都大田区新蒲田1丁目17番25号
特命理由	<p>本件は、令和7年度の税制改正により、令和8年度課税から個人住民税の所得控除として特定親族特別控除が新設されるため、インターフェイス変更に係るシステム改修を行うものである。</p> <p>主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約の相手方としたい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <p>①本件の作業を正確に行うためには、障がい者福祉システムの構成や特性等に関して精通していることが不可欠である。</p> <p>②上記業者は当該システムの開発業者であり、当該システムのソフトウェアに係る著作権を保持しているため、本件業務を実施可能な唯一の業者であり、上記業者に委託することにより、迅速かつ確実な履行が期待できる。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
その他特記事項	○根拠規定:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)